

-----

入札公告

-----

令和2年度高知県UIターン情報発信事業について、一般競争入札を行いますので、下記のとおり公告します。

令和2年10月9日

(一社)高知県移住促進・人材確保センター  
代表理事 山地 和

1 入札に付する事項

( 1 ) 対象業務

高知県UIターン情報発信事業 (令和2年度下半期実施分)

( 2 ) 対象業務の特質等

仕様書のとおり

( 3 ) 契約期間

契約締結日から令和3年3月24日まで

( 4 ) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

( 1 ) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

( 2 ) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿 (物品購入等関係)」に登録されている者であること。

( 3 ) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領 (平成7年12月高知県告示第638号) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

( 4 ) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内にうけていないこと。

- ( 5 ) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者
  - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者
  - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者
  - オ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者
- ( 6 ) 国又は地方公共団体において、平成 25 年度以降に当該業務に類する業務の受注及び業務遂行の実績を有すること。

### 3 契約条項を示す場所等

- ( 1 ) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒780-0870 高知市本町 4 丁目 1-32 こうち勤労センター5 階  
( 一社 ) 高知県移住促進・人材確保センター 電話番号 088-855-6648
- ( 2 ) 入札説明書の交付の期間
- ア 手渡しによる交付の場合  
令和2年10月9日（金）正午から10月22日（木）午前10時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、平日の午後零時から午後 1 時までの間を除く。）までの間に（ 1 ）の交付場所で交付する。
  - イ ダウンロードによる交付の場合  
令和2年10月9日（金）正午から10月22日（木）午前10時までの間、（一社）高知県移住促進・人材確保センターHP (<http://www.iju-jinzai.kochi.jp/>) で交付する。
- ( 3 ) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
令和2年10月23日（金）午前10時
  - イ 場所  
高知市本町4-1-32 こうち勤労センター5F  
( 一社 ) 高知県移住促進・人材確保センター内会議室

### 4 その他

- ( 1 ) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

（ 2 ） 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した国又は地方公共団体において、平成25年度以降に当該業務に類する業務の受注及び業務遂行の実績を証明する書類（任意様式）、実施体制図（任意様式）を令和2年10月21日（水）午後5時までに提出しなければならない。

なお、開札の日までの間において、当センターから当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（ 3 ） 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

（ 4 ） 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（ 5 ） 契約書作成の要否

要

（ 6 ） 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（ 7 ） 詳細は、入札説明書による。